

# 埼玉県人権教育実施方針

## 【概要版】

### 趣旨

埼玉県教育委員会では、学校、家庭、地域社会を通じて、児童生徒をはじめ広く県民に人権尊重の精神を培う人権教育を推進するために、「埼玉県人権教育推進プラン」を作成し、人権課題を解決するための基盤となる「豊かな人権感覚」の育成等に取り組んできました。

しかし、いじめや児童虐待の増加、インターネット上の個人に対する誹謗や中傷等が社会問題となっています。さらには、北朝鮮当局による拉致問題、東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、災害時における人権への配慮といった新たな人権問題が発生してきています。

このような社会情勢の変化等に適切に対応するため、「埼玉県人権教育推進プラン」を改定し、平成25年2月に名称を「埼玉県人権教育実施方針」として策定しました。

### 性格

- (1) 「埼玉県人権施策推進指針」のうち、県教育委員会、市町村教育委員会、学校等における人権教育の重点目標、取り組むべき施策や人権教育の実施の方向性を示すものです。
- (2) 埼玉県教育振興基本計画「生きる力と絆の埼玉教育プラン」を踏まえたものです。

### 実施期間

平成25年度から平成34年度までの10年間です。  
なお、学校等、家庭、地域社会の今後の情況や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

また、人権教育の実施状況に基づき、毎年度検証を行い、その結果を施策の推進に反映させるように努めます。





人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権課題を解決しようとする子供を育成する。

## 1 人権教育実施体制の確立

- (1) 人権教育目標の設定
- (2) 校内等の実施体制の充実
- (3) 研究の推進



## 2 人権教育の全体計画及び年間指導計画の作成

- (1) 人権教育上の視点の設定
- (2) 全体計画の作成
- (3) 年間指導計画の作成

## 3 指導内容・指導方法の工夫・改善

- (1) 発達段階に応じた指導内容・指導方法の工夫・改善

身に付けさせたい資質や態度

### 幼稚園、保育所

遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にする感情とともに他の人も思いやることができるような社会的共感能力の基礎を育成する。

### 小学校

全教育活動を通じて、人権問題を正しく理解するために必要な物の見方や考え方、人権を尊重する豊かな心を育成する。

### 中学校

小学校教育の基盤の上に立って、人権問題を正しく理解するために必要な物の見方や考え方、人権を尊重する豊かな心を育成し、身近にある偏見や差別に気付き、解決しようとする積極的な態度を養う。

### 高等学校

人間としての在り方生き方についての自覚を育て、人間尊重の精神を具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、民主的、平和的な国家・社会の一員となるための資質を養う。

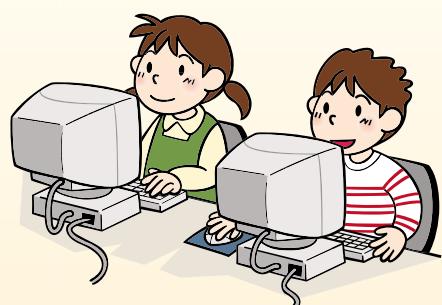
### 特別支援学校

子供一人一人の障害の状態及び特性等に応じ、具体的な指導目標や指導内容により、きめ細やかな指導を行い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる豊かな心を育成する。

- (2) 体験的な活動の推進
- (3) 道徳教育の充実
- (4) 総合的な学習の時間の工夫
- (5) 人権教育に関する学習教材の整備

## 4 教育相談体制の充実

- (1) 研修を生かした教育相談体制の充実
- (2) 連携を密にした教育相談体制の充実
- (3) 関係機関との連携の強化



## 5 教職員の研修の実施

- (1) 計画的・継続的な研修の実施
- (2) 指導力を高める研修の実施
- (3) 「人権感覚育成プログラム」の活用



## 6 学校等、家庭、地域社会相互の連携

- (1) P T A活動等への位置付け
- (2) 家庭との連携
- (3) 地域に開かれた学校等としての役割

# 家庭、地域社会における人権教育

(P.12~14)



県民一人一人が人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、  
人権を尊重し合う共生社会の実現に努める。

## 1 生涯学習の視点に立った人権教育の実施

- (1) 継続的な人権教育の実施
- (2) 学習機会の提供・充実
- (3) 学習教材の開発・提供

## 2 人権教育の基盤を作るための家庭教育の充実

- (1) 家庭教育の重要性の認識
- (2) 学習機会の提供・充実
- (3) 幼児期の教育・小学校教育相互の連携



## 3 人権教育を推進するための指導者の養成

- (1) 様々な人権課題に対応できる指導者の養成
- (2) 地域社会において先頭に立って実施していく指導者の養成
- (3) 人権教育推進のための人材バンクの整備・充実



## 4 学習機会の充実

- (1) 地域の実態に応じた学習の実施
- (2) ボランティア活動、福祉活動の充実
- (3) 参加体験型学習の実施

## 5 地域に根ざした人権教育の実施

- (1) 学校等、家庭、地域社会相互の連携
- (2) 開かれた学校等を目指した支援
- (3) 企業やN P O等との連携

# 各人権課題に対する取組

(P.15~28)

|                |   |
|----------------|---|
| 女性             | 人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するための学習の充実を図る。                             |
| 子供             | 子供の人権に十分配慮し、一人一人を大切にした学校等の運営や教育指導が行われるよう配慮する。                   |
| 高齢者            | 全教育活動を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てる。                                   |
| 障害のある人         | 一人一人の障害の状態、能力及び特性等に応じた指導の充実を図る。                                 |
| 同和問題           | 部落差別を正しく認識し、共感的理解を図るとともに、差別をなくしていくこうとする態度を育成する。                 |
| 外国人            | 国家、民族、人種に対する偏見や先入観を排除して、お互いの基本的人権を尊重し合う態度を育成する。                 |
| HIV感染者等        | エイズやHIV、ハンセン病等についての正しい知識・理解に努めるとともに、患者に対する偏見や差別の解消を目指した学習を推進する。 |
| 犯罪被害者やその家族     | 犯罪被害者やその家族の人権侵害について、正しい理解を深める教育を推進する。                           |
| アイヌの人々         | アイヌの歴史や伝統、文化等について学び、正しい理解を深める教育を推進する。                           |
| インターネットによる人権侵害 | インターネットによる人権侵害等の課題について理解し、情報モラル教育の充実を図る。                        |
| 北朝鮮当局による拉致問題   | 拉致問題についての正しい理解を図り、人権課題の一つとして関心と認識を深めるための取組を推進する。                |
| 災害時における人権への配慮  | 災害時における人権への配慮について正しい理解を図る。                                      |
| 様々な人権問題        | 12の人権課題のほか、刑を終えて出所した人、性同一性障害、ホームレスの人権、プライバシーの侵害などの人権問題に対応していく。  |

これまで、学校、家庭、地域社会等を通じて人権教育を実施してきているが、人権を取り巻く情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっている。

## 埼玉県人権教育実施方針 (平成25年2月改定)

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 電話 048-830-6895

県教育委員会のホームページに、人権教育に役立つ資料や活用法を掲載しています。ぜひ、ご活用ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/s17/>